

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.221
SEPTEMBER.2026ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

令和8年 熊本地震 被災地支援	1
第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (青森大会)	2
網紀委員会委員選考に関する公示	9
役員候補者選出の公示	10
国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 総会、 社会福祉・社会開発合同世界会議 (SWSD) 報告	12
2026年度ソーシャルワーカーデー報告	14
声明文・意見・要望書を発信しました	15
「2027年度予算・制度に関する提案書」を提出しました	16
民法および社会福祉法の改正について	24
第38回通常総会／情報コーナー	25
BOOK／事務局職員募集／四谷事務局だより	26

令和8年 熊本地震 被災地支援

令和8年熊本地震により被災された皆さまへ

7月28日に熊本県熊本地方を震源とする大きな地震が発生し、熊本県内では最大震度7を観測しました。

このたびの地震により、お亡くなりになった方のご冥福をお祈りし、ご家族にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

現在も被害状況の確認がなされているところですが、今なお続く地震や暑さの中で過ごされている方々、避難生活を余儀なくされている方々のご心労はいかばかりかと案じております。また、救援・救護、被災者支援等に尽力されている皆さまに、敬意を表します。

本会は、被災した圏域の社会福祉士会をはじめ、関係団体・関係機関と連携しながら支援をしてまいります。被災された皆さまの安全と、一日も早い生活の再建、そして被災地域の復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

2026年7月29日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 山下 康

本会は7月29日、「令和8年熊本地震」に関し、日本社会福祉士会災害対応ガイドライン第6条に基づき、山下康会長を本部長とした災害対策本部を立ち上げました。また、厚生労働省社会・援護局（7月30日）および熊本県（8月14日）、宇城市（8月18日）に、支援協力の申し入れを行いました。今後は、熊本県社会福祉士会と連携を図りつつ、被災地への支援を進めていきます。現在、「令和8年熊本地震 活動支援金」の募集を行なっています。詳細は本会ホームページをご確認ください。

〈災害対策本部〉

本部長	山下 康（会長）
構成員	安藤 千晶（副会長）
	岡本 達也（副会長）
	角山 信司（副会長）

本ニュースは8月20日現在の情報を掲載しています。
「令和8年熊本地震 被災地支援」に関する情報は、
本会ホームページに随時掲載しています。→



第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)
「共に生きる社会」をつくる社会福祉士
～じゃわめぐ未来へ「わ」と「な」をつなぐ～

2026年7月4日(土)・5日(日)の2日間にわたり、リンクステーションホール青森(青森県青森市)において、第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)を開催しました。本大会には、会員をはじめ福祉関係者など1,000人を超える方がたが参加しました。現在、申込者に向けてオンデマンド配信を行っています(オンデマンド配信期間は9月30日までの予定)。

2日間の全国大会は、青森県社会福祉士会の佐々木啓太実行委員長の開会宣言でスタートしました。

佐々木実行委員長は、大会のサブテーマに触れ、「じゃわめぐ」は青森の方言で「胸が高鳴る」「心踊る」という意味であり、準備過程で全国の都道府県社会福祉士会と協力した経験から、一つの目標に向かって地域を越えて連携することは、社会福祉士が日々の実践で大事にしている「人と人がつながる力」そのものであったと述べました。



佐々木 啓太氏による開会宣言

がり、新しい価値を創出することへの期待が示されました。

続いて、日本社会福祉士会の山下康会長は、まず、全国で自然災害が相次いでいる状況の中で被災された皆さまに対し、お見舞いの言葉を述べました。そして、近年の災害支援では、場所を中心とした支援から人を中心とした支援へ転換し、災害救助法においても福祉の支援が位置づけられたこと、災害派遣

福祉チーム（以下「DWAT」）をはじめとする福祉専門職者が被災地の状況を把握し、支援を通じて明らかになった課題を政策や法改正につなげていくことがソーシャルアクションであり、特にそれは社会福祉士の使命であると述べました。

続いて、社会福祉法の改正に伴い、DWATの位置づけが明確になり、平時からの災害福祉支援体制の整備が各都道府県で進められていること、その他、中核的役割を担う地域権利擁護相談支援センターが法制化されるなど、頼れる身寄りのない高齢者の支援等を含め、地域福祉の仕組みが改正後に大きく変わったため、地域とのつながりをどのように築き、支援につなげていくのかを考えていかなければならない、と呼びかけました。また、地域でさまざまな困難を抱えている人に向けて、孤立の減少や支え合いの再構築について、今後も推進をしていきたいと話しました。

一方、世界に目を向けると、ウクライナ侵攻やガザ地区の危機をはじめ、中東地域では紛争が続いて



山下会長による開会挨拶

います。私たちは平和を希求するとともにそれぞれ異なる背景をもちながらも、一人ひとりの命がかけがえのないものだということを改めて認識する必要があること、命の尊厳を守ることがソーシャルワークに求められてい

ること、人権保障と権利擁護を基盤に、一人ひとりがその人らしく豊かな人生を送ることができるようソーシャルワーク実践を積み重ね、その実践を継続できる仕組みづくりが求められていると、呼びかけました。

本大会では、多彩なプログラムを用意しているの

で、実り多く充実した2日間を過ごしていただいたと締めくくりました。

来賓あいさつでは、青森県知事の宮下宗一郎氏、青森市長の西秀記氏から、お祝いや歓迎のご挨拶をいただきました。このほか、厚生労働省や関係団体の代表者にご列席いただきました。

行政講演

「これからの社会福祉士への期待」

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室長 芦田 雅嗣 氏

芦田雅嗣室長は、冒頭、2020（令和2）年の社会福祉法改正を振り返り、その後の見直しの経過について説明されました。少子高齢化や人口減少の進行、地域ごとの人口構造の変化により、地域住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、包括的な支援体制の整備、福祉人材の確保・定着が喫緊の課題となっていることが、今回の社会福祉法見直しの背景にあると述べられました。

また、社会福祉法の改正は、法律案を本年4月に提出し、6月に国会での議論の末、成立をしたことが報告されました。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要については、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化することを趣旨としていると述べられました。見直しの方向性としては、2040年を見据え、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保・定着支援、支援基盤の強化等を進めるため、厚生労働省では福祉人材確保専門委員会、社会保障審議会福祉部会で議論を重ね、法改正が実現したことが紹介されました。

福祉人材確保専門委員会では、①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取り組み（プラットフォーム機能の充実）②若者・高齢者・未経験者な

どの多様な人材の確保・育成・定着 ③中核的介護人材の確保・育成 ④外国人介護人材の確保・定着を主な4つの柱として議論を展開していると示されました。

まず、プラットフォーム機能の充実については、介護に限らず福祉人材確保のため、都道府県が設置主体となり介護人材確保に関するプラットフォームを構築する必要があることなどを挙げられました。具体的には、都道府県単位での情報共有に加え、地域によって様々な実情があるため、より狭い圏域での個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するといった重層的な構造を構築した上で、福祉人材センターとしてコーディネーター的な中核的役割を担い、関係者の取り組みを連携させることが考えられると説明されました。

続いて、社会保障審議会福祉部会については、地域共生社会の更なる展開として、包括的な支援体制整備に向けた対応、過疎地域などにおける包括的な支援体制整備のための新



芦田 雅嗣 氏

たな取り組みが挙げられ、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応については、新たな第二種社会福祉事業の創設、成年後見制度の見直しについては、中核機関の位置づけ等が挙げられました。

また、災害福祉支援では、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、DWAT（災害派遣福祉チーム）が法定化され、迅速な福祉的支援を行う体制が強化されることも説明されました。

最後に、芦田室長は、制度改正は地域共生社会の実現に向けた重要な一步である一方、制度を整備すること自体が目的ではなく、地域の現場での実践につなげていくことが重要であると強調されました。その上で、社会福祉士の方がたに対しては、制度の趣旨を理解し、他職種や地域住民と連携しながら、一人ひとりの暮らしを支える実践につなげていくことへの期待が示されました。

基調講演

「共に生きる社会」をつくる社会福祉士への期待 ～住民・当事者協働による包摂（インクルーシブ）社会づくり：人口減少地域の課題解決のために～

東北福祉大学 前副学長・客員教授、日本ソーシャルワーク学会 副会長 大島 巖 氏

大島巖氏は、人口減少地域では、生活課題を抱える人への支援だけでなく、地域そのものを持続可能なものとしていく視点が不可欠であり、「誰ひとり取り残されない共生社会」の実現には、住民や当事者が主体となった地域づくりを進めることが重要であると、本講演の問題意識と目的を示しました。その上で、地域共生社会の構築や重層的支援体制整備事業の推進に当たっては、個別支援と地域づくりを一体的に進める視点が求められると述べました。

その具体的な実践として「ごちゃまぜ実践」が紹介され、高齢者、障害者、子どもなど制度や分野の枠を越え、多様な人々が役割を持ちながら支え合う

取り組みは、「支え・支えられる関係」や「人と資源の循環」を生み出し、地域共生社会を支える基盤となる考え方であると説明しました。

また、地域共生社会や重層的支援体制の構築

には、福祉分野だけでなく、地域づくりや地域活性化など多分野との連携が不可欠であると強調しました。

青森県の取り組みについては、1997年から地域包括ケアシステムの構築に取り組み、県域単位で市町村を支援する地域共生社会コーディネーターの配置や「ごちゃまぜ師」の育成など、先進的な実践が展開されていることを紹介するとともに、地域づくりでは地域の中で経済を循環させる視点を重視している点を特徴として挙げました。また、県社会福祉協議会による市町村への伴走支援についても、人口減少地域における重層的支援体制整備を支える先進的な取り組みとして紹介されました。

さらに、人口減少地域では、小規模自治体における人材や社会資源の制約から、地域包括ケアや重層的支援体制の構築が一層難しくなることを指摘し、その解決には、多機関協働や分野横断的なサービス提供、地域づくりをコーディネートする機能が重要であると説明しました。そして、社会福祉士には、個別支援にとどまらず、多様な主体をつなぎながら地域や制度へ働きかけるソーシャルアクションを実践し、住民・当事者とともに地域共生社会を創造する専門職としての役割への期待が示され、講演を締めくくりました。



大島 巖 氏

シンポジウム

「人口減少地域で考える誰も取り残さない未来の実現」 ～住民、多職種で作る「じゃわめぐ未来」とけっばる社会福祉士～

シンポジスト	公益社団法人 青森県社会福祉士会 会長	納谷 むつみ 氏
	一般社団法人みらいねっと弘前 代表理事	鹿内 葵 氏
	社会福祉法人千年会理事長、障害者支援施設千年園 園長	小林 大眞 氏
	社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会 事務局長	田中 利明 氏
コーディネーター	青森県立保健大学健康科学部 教授	工藤 英明 氏
コメンテーター	東北福祉大学 前副学長・客員教授	大島 巖 氏

本シンポジウムでは、4人のシンポジストにより日々実践しているソーシャルアクションについて発表がなされ、それを受けて青森県内の大学に通う学生がコメントするという流れで進行されました。

(1) 「じゃわめぐ未来」へのソーシャルアクション ■「誰も取り残さない未来」の実現を考える

最初に納谷氏より、人口減少地域である青森県を舞台に、社会資源の不足を補い、制度の狭間を埋めるために分野を超えて奮闘する社会福祉士や住民、多職種の創造的な実践報告を共有し、福祉を学ぶ学生からの提言も交えて、誰も取り残さない未来をいかに実現するかを考えるため、本シンポジウムを企画したことが説明されました。

■社会福祉士は「地域を再設計する専門職」

はじめに社会福祉士である納谷氏と鹿内氏からソーシャルワーク実践報告が行われました。



左から納谷むつみ氏、鹿内葵氏、小林大眞氏、田中利明氏

納谷氏からは、地域の生活者であった自分が社会福祉士となり、専門職として介護予防教室を開催するなど、町に居場所を作るようになった取り組みが話されました。

鹿内氏からは、フードバンクや子どもの居場所づくり、学生や地域の方がた主体のおさがり交換会開催などの「プラットフォーム作り」の実践が話されました。

社会福祉士であるお二人からは、地域住民としての視点を持ちながら、社会福祉士として地域を再設計していくためのソーシャルアクションを実施している取り組みが報告されました。

■地域住民としての視点を持った取り組み

続けて、社会福祉士ではない小林氏と田中氏からのソーシャルワーク実践報告が行われました。

小林氏からは、「社会福祉法人が地域に出向き、災害発生時には避難所となる小中学校に車椅子を寄贈することや、孤独・孤立対策として地域で食堂を実施する等、コミュニティ経営の視点を持つ」取り組みなど、社会福祉法人としての視点・地域住民としての視点の両方から活動をしているというお話がなされました。

田中氏からは、16年間勤めた異業種から福祉業界に転職した際に「他人ごと」だった福祉が「自分ごと」に変化した経験を活かした、住民が福祉に触れる機会をつくることで住民が主役となる“ごちゃ

まぜ師”としての実践等、多職種・住民を巻き込むソーシャルアクションについて、話されました。

■地域住民が主役となる「ごちゃまぜ」の仕組み

4人のお話に共通していたことは、制度や資格にとらわれず、地域の多様な人びとをごちゃまぜに巻き込みながら、誰もが「自分ごと」として支え合う持続可能な地域を作っていくということでした。

社会福祉士であってもそうでなくとも、地域に住まう住民として、住みよい未来の実現に向け、多職種・住民をごちゃまぜに巻き込みながら取り組む実践は、会場の多くの方の共感を得ていました。

(2) 発表を受けて次世代を担う学生が感じたこと

目の前で熱意を持って話されたソーシャルアクションを聴き、県内の大学で福祉を学ぶ4名の学生からは、「ねぶた祭りで笛や太鼓、跳人(はねと)などが異なる役割を持ちながら一つのお祭りを創り上げる姿が、まさに地域住民がそれぞれの強みや専門性を生かして結集する『目指すべき地域の姿』そのものではないか」「自分も地域づくりの一員だと思えるような参加のきっかけや工夫を作ることが、社会福祉士の重要な役割ではないか」「目に見える問題だけでなく、その人が置かれた状況に目を向けるこ

とが支援の出発点と感じた」など、会場参加者ははっとさせられるような鋭い意見がなされました。

(3) 「連携から協働」青森大会で得た問いを奈良大会へ

総括として、大島氏は、「シンポジスト4名が多分野の人びとと連携し『けっぱる』実践は、おそらく学生たちが授業で学んでいる社会福祉のイメージから大きく外れているものであるが、そのような枠を超えた実践でなければ未来を築いていけないという厳しい現状がある」と述べられました。

そして工藤氏は「4名のソーシャルワーク実践の報告をとおして、『我われ社会福祉士(専門職)はどうあるべきなのか』という問いが改めて投げかけられ、新たな可能性と次世代への期待が感じられた」と述べられました。

最後に、納谷氏がフロアへ「次回の全国大会である奈良大会のテーマが『連携から協働 そして創造へのソーシャルワーク～奈良が福祉の源流 人の尊厳と共感の文化に学ぶ』である。今回のシンポジウムでの議論がまさに来年のテーマに直結している、今回の青森大会で得た問いをさらに深めていきたい」という力強い投げかけで、シンポジウムは幕を閉じました。

日本社会事業大学大学院
社会福祉学研究科

博士前期課程(修士課程)2年/博士後期課程(博士課程)3年

科学研究を通じ社会福祉実践の
向上や発展に貢献できる人に

2026年度説明会日程

日程	説明会	個別相談	開催形式
11月14日(土)	12:30~13:00	13:00~15:00	オンライン
12月5日(土)	12:30~13:00	13:00~15:00	オンライン

公式サイト

説明会申込

お問い合わせ 広報・高大連携室

TEL:042-496-3083 Email:pr@jcsu.ac.jp

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート

成年後見

TYPE H

社会福祉士様
各種法人様向け

TYPE P

都道府県社会
福祉士会会員様向け

機能と
ポイント

- 家裁申立・報告書類作成 ●基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳
- 業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理 ●後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額!

特価キャンペーン実施中!

ラインナップ

キャンペーン価格

成年後見システム Type H・P(ライト版)

30,800円(税・送料込)

成年後見システム Type H・P(スタンダード版)

52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2027年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認ください。

Legal

法律とコンピューター

株式会社リーガル

本社

愛媛県伊予郡砥部町重光248番地3

TEL:089-957-0494

東京営業所 / 名古屋営業所 / 大阪営業所 / 福岡営業所

https://www.legal.co.jp/

6

記念講演

ねぶた その造形と表現

ねぶた作家 竹浪比呂央ねぶた研究所 主宰 竹浪 比呂央氏

記念講演は、2023年に第7代ねぶた名人に認定されたねぶた作家の竹浪比呂央氏にご講演いただきました。

竹浪氏は数々の大型ねぶたを制作する傍ら、「竹浪比呂央ねぶた研究所」を主宰し、ねぶた文化の継承や地域づくり、次世代の担い手の育成に加え、経済や学術、芸術性の向上などにも力を注いでいます。

はじめに、青森ねぶた祭の歴史や文化的背景について紹介されました。毎年8月2日から7日まで開催される青森ねぶた祭は、世界的にも知られる壮大な祭りですが、その起源は、お盆の灯籠流しと七夕行事が結び付いた「眠り流し」という民俗行事にあります。夏の農作業の妨げとなる眠気や怠け心を災いとして川に流し、豊作を願う人びとの営みから始まり、地域の行事として受け継がれてきました。多くの日本の祭りが、寺社の祭礼として発展してきたのに対し、ねぶた祭は人びとの暮らしの中から自然に形作られました。そして、1970年の日本万国博覧会（大阪万博）を契機に全国へ知られるようになり、現在の壮大な祭りへと発展しました。

本来、ねぶたは災いを払った後に壊し、流すために作るもので、かつては竹とロウソクが使われました。現在は針金とLED電球を用いることで彫刻のような写実的で複雑な表現が可能になりました。

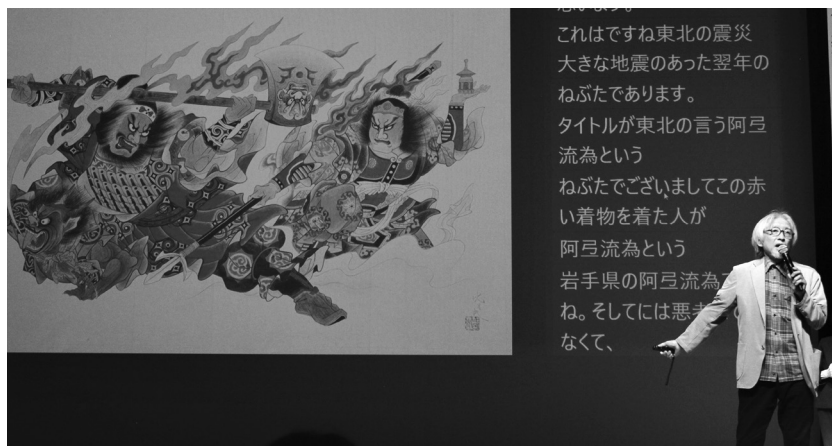
ステージの大スクリーンには、震災復興への祈りを込めた「東北の雄 阿弋流為（アテルイ）」（写真参照）や、東京駅の巨大な吹き抜けに展示された「風神雷神」が映し出され、その造形美に圧倒されました。また、ねぶた制作の出発点となる「一枚の絵（下絵）」について触れ、特に「阿弋流為」に代表される下絵は、現在では単なる設計図としての枠を超え、絵画作品としても高い芸術性が認められ、絵そのものの制作依頼を受ける程、社会的価値が評価されるようになったことが語られました。

和紙を透かして中から灯る光は、竹浪氏が「和の灯りの最高峰」と称える独自の美しさを放ちます。真っ白な「白ねぶた」に魂を吹き込む墨入れの一筆、そして色が混じり合わないよう高温のロウで線を引く「ロウ書き」など、職人の緻密な技法が紹介されるたび、会場からは感嘆の声が漏れました。

ねぶた祭をひと月後に控え、ねぶた制作は最盛期を迎えました。竹浪氏が率いる「竹浪組」には、中学生から66歳まで幅広い世代が集まり、研究生のほか、県外からの移住者や医師など、多様な背景を持つ人びとが参加しています。竹浪氏は制作の現場において「指導をするのではなく、手伝ってくれる人たちが思い切り力を発揮できる、居心地のいい環境を整えること」を最も大切にしており、一人ひとりの個性や強みを生かすチームづくりの考え方について紹介されました。

講演の締めくくりに、竹浪氏は大きな夢を語られました。それは、柔道の「IPPON」のように世界中の人が「NEBUTA」という言葉でこの独自の芸術を理解する未来です。祭りの道具を超え、芸術という高い理想を目指して作品を創り続けたいという竹浪氏の情熱は、私たち社会福祉士が「地域共生社会」を形にしようとする歩みとも重なります。

青森の地で触れたこの熱き精神を光として、私たちは一人ひとりの『わ』と『な』を繋ぎ、誰もが輝ける未来を共に描いていく勇気を分かち合いました。



スクリーンに映し出された「阿弋流為（アテルイ）」と竹浪 比呂央氏

引継式 ～青森から奈良へ

北のまほろば青森から

日本のまほろば奈良へ
公益社団法人青森県社会福祉士会
会長 納谷むつみ

全国からご参加いただいた社会福祉士の皆さまのおかげで、つつがなく大会を終えることができました。心より感謝申し上げます。

前回の島根大会では「連帯の起点としての全国大会」という意義が見出されました。青森大会でも、開会式で佐々木啓太実行委員長が「社会福祉士としての新たな気づきや仲間とのつながりを生み出し、『共に生きる社会』の実現に向けた一步となることを心より願う」と会場に呼びかけ、じゃわめぐ二日間の幕が上がりました。

結果、「共に生きる社会」を共に作るため、私(わ)とあなた(な)の関係を繋ぎ続け、分断させずに「ごちゃまぜ」にするのがこれからの社会福祉士の大きな役割ではないか、という新たな発見がありました。シンポジウムでの学生の発言にも、未来の頼もしい社会福祉士像を見出すことができました。

来年の奈良大会のテーマは「連携と協働 そして創造のソーシャルワーク」です。福祉の源流が流れる奈良で、会員同士もまた「ごちゃまぜ」になりましょう！

青森から、奈良へ！！

協働の力で創造する社会を目指して
一般社団法人奈良県社会福祉士会
会長 西田利昭

青森大会は1,000人を超える参加を得て盛会裏に閉幕しました。心よりお祝い申し上げます。「共に生きる社会を創る社会福祉士～じゃわめく未来へ『わ』と『な』をつなぐ～」のテーマのもと、講演や討論を通じ、互いを尊重し合う地域づくりの重要性を深く再確認いたしました。クライアントの尊厳を守り、対話と信頼に基づく協働を重ねることが社会福祉士の使命であることも改めて胸に刻みました。懇親会ではねぶたの演奏と跳人（はねと）の力強い踊りが披露され、全国の銘酒を酌み交わしながら交流が広がりました。

引き継ぎ式では青森から「リンゴのかぶり物とビブス」を戴き、奈良からは「せんとくんポロシャツと鹿のかぶり物」を贈呈し、バトンは確かに受け取りました。近畿ブロックの力強い応援を得て、奈良大会テーマ「連携から協働 そして創造へのソーシャルワーク」を全国の皆さまと共に形づくりたいと考えています。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。



左から佐々木実行委員長、納谷会長（青森県社会福祉士会）、西田会長、青柳実行委員長（奈良県社会福祉士会）

2026年9月1日

綱紀委員会委員選考に関する「公示」

公益社団法人 日本社会福祉士会
綱紀委員会委員選考委員会

以下のとおり、公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会規程（以下「規程」という）および公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会委員選任に関する細則（以下「細則」という）の規定に基づき、綱紀委員会委員候補者の選出を行いますので公示します。

下記により選考に関する取り組みを開始いたしますので、正会員を構成する社会福祉士の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 選出する委員候補者区分及び人数

《規程第3条第1項》

- (1) 正会員に所属する社会福祉士 7名以内
- (2) 正会員に所属する社会福祉士以外 3名以内

2. 選出する委員の任期 《規程第4条第1項》

2027年4月1日から2029年3月31日までの2年間

3. 選出の方法 《細則第3条》

- (1) 正会員に所属する社会福祉士である委員
(7名以内)
………正会員が本委員候補者を「選考委員会」に推薦する。
- (2) 外部の委員（3名以内）
………「選考委員会」が本委員候補者を推薦する。

4. 選考委員会 《細則第2条》

選考委員会は、委員候補者選出にかかわる事務を所管します。

【選考委員名簿】（4人）

(副会長) 安藤 千晶
(副会長) 角山 信司
(理事) 中村 直樹
(事務局長) 牧野 一義

5. 選考に関するスケジュール

2026年7月 「選考委員会」発足
9月 委員選考に関する公示
11月 正会員から選考委員会へ推薦書提出期間
2027年1月 選考委員会で候補者の決定
2月 理事会で承認、「選考委員会」の解散

6. 候補者推薦書の受付 《細則第3条第2項》

- ・受付期間 2026年11月2日(月)～30日(月)の1か月間
郵送のみで、書留など、配達の記録が残る方法とすることとし、締め切り日

の消印を有効とする。

- ・送付先 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2階
公益社団法人日本社会福祉士会
綱紀委員会委員選考委員会 宛

7. 委員候補者の要件 《細則第5条》

正会員を構成する社会福祉士である委員候補者は推薦期間の初日（2026年11月2日）現在において正会員に5年以上在籍していること。（2021年11月1日以前に正会員に在籍している方）

8. 推薦の方法 《細則第4条》

- ・「(公社) 日本社会福祉士会綱紀委員会委員候補者推薦書」に推薦理由等必要事項を記入し、署名（自署）捺印の上選考委員会宛に提出（封書で郵送）する。書式は、本会ホームページ「資料室」からダウンロードしてご使用ください。
- ・正会員が推薦できる委員候補者は1名に限られます。
- ・封筒の表面には、必ず「綱紀委員候補者推薦書在中」と朱書きしてください。

9. 禁止事項

- (1) 連続4期（8年）を超えての選任の禁止。《規程第4条第1項》
- (2) 選考委員会の委員は、綱紀委員には選考されない。《細則第2条第4項》
- (3) 推薦者は複数の候補者を推薦することはできない。《細則第4条》
- (4) 推薦書は、封書で届けられたもの以外は受け付けない。《細則第4条》

※留意事項

- ・委員の選考過程に関しては非公開です。お問い合わせにはお答えできません。
- ・推薦書の受付は封書のみです。FAX、Eメール、はがき、あるいは直接事務局への原紙持ち込みは一切受理されませんのでご注意ください。
- ・推薦書の提出期限に間に合わなかった場合や、記載の不備、正会員が複数人の推薦をした場合、または記載内容に虚偽が発見された場合には、無効となりますので十分にご注意ください。

以上

【お問い合わせ先】

(公社) 日本社会福祉士会 事務局（担当：草川）
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL：03-3355-6541 E-mail：kusakawa@jacsw.or.jp

役員候補者選出の公示

立候補の受付期間は、2026年9月16日(水)～10月5日(月)です。

第37回通常総会において選任された現役員の任期が、2027年度通常総会で満了となります。これに伴い、次期役員候補者の選出について公示します。

本会の役員に立候補される方は、公示内容に基づき準備をお願いいたします。
なお、立候補の届け出に必要な「立候補届」および「推薦書」の書式は、ホームページのトップページから「社会福祉士の皆様へ」の中の「資料室」にある「様式集」からダウンロードしてご使用ください。
また、役員選出までのスケジュールは以下の通りです。立候補の受付期間は、2026年9月16日(水)から10月5日(月)消印有効となりますのでご注意ください。

＜選挙管理委員会＞ 中国・四国ブロック		※選挙管理委員会は、「役員候補者選出規程」に基づき、役員選出にかかわる事務を厳正に行います。
委員長	公文 理賀 (高知県)	
委員	石田 浩朗 (鳥取県)	
	和田 弘文 (島根県)	
	山田 隆広 (岡山県)	
	橋本 一晃 (愛媛県)	

役員選出スケジュール

期 日		会議等	選管業務・行事等
2026年	5月16日(土) 6月20日(土) 7月16日(木) 7月18日(土)	第2回理事会 第3回理事会 選挙管理委員会(第1回) 第4回理事会	選挙管理委員選出地区決定 選挙管理委員選任報告・承認 準備諸手続・スケジュール確認・公示内容検討 公示内容確定 →ニュース9月号掲載(9/16発送) 公示(公示～受付開始まで2週間以上)
	9月1日(火)	都道府県社会福祉士会メーリングリストで「公示」を通知	
	9月16日(水) ↓		ニュース9月号発送 立候補受付開始 ↓ (20～30日間)
	10月5日(月) 10月26日(月) ～28日(水)	選挙管理委員会(第2回) 理事会メーリングリストで承認	立候補受付締切： 10月5日(月)消印有効 立候補届等書類審査・立候補者名簿確定 立候補者名簿の報告
	12月8日(火) 12月15日(火) ↓	ニュース12月号発送 都道府県社会福祉士会メーリングリストで通知	立候補者名簿の公開 理事候補者郵便投票用紙送付 理事候補者郵便投票開始
2027年	1月14日(木)		理事候補者郵便投票締切： 1月14日(木)消印有効
	1月18日(月) ～2月5日(金)	選挙管理委員会(第3回)	郵便投票開票・理事候補者の決定 立候補者及び推薦社会福祉士会へ選挙結果を通知
	2月6日(土)	第11回理事会 都道府県社会福祉士会メーリングリストで通知 ニュース3月号発送	候補者決定報告 理事候補者の公表
	3月9日(火) 4月7日(水) ↓		次期会長候補者選挙立候補受付開始★ ↓
	4月30日(金)		次期会長候補者選挙立候補受付締切★(消印有効)
	5月中旬	役職選考会★ 理事会★	理事候補者全員による役職候補者内定★ 理事会で監事候補者決定★ 役員候補者名簿を全正会員に送付(総会議案資料集)
	6月上旬 6月中旬	理事会★ 総会(東京) 臨時理事会★	役職選考会で内定した役職候補者報告★ 新役員決定 新役職者(会長・副会長)決定★

★印は、選挙管理委員会の所管業務外 *立候補者が13名に満たない場合は理事会メーリングリストで審議する
*再立候補の受付を行う場合はスケジュールを繰り下げる

2026年9月1日

役員候補者選出に関する「公示」

公益社団法人 日本社会福祉士会
選挙管理委員会

公益社団法人日本社会福祉士会役員候補者選出規程（以下「規程」という）に基づき、以下のとおり、公益社団法人日本社会福祉士会の役員候補者選出を行いますので公示します。

1. 選出する役員候補者人数

正会員を構成する社会福祉士である理事
7名以上13名以内

2. 選出する役員の任期

2027年総会開催日（2027年6月頃）から
2029年総会開催日（2029年6月頃）まで

3. 選出時期及び選出方法

- 選出時期……2026年12月15日（火）～
2027年1月14日（木）
- 選出方法……理事立候補者が13名を超える場合には理事立候補者名簿の中から、正会員による郵便投票によって、票数上位13名を候補者とし選出する。

4. 立候補の受付

- 立候補受付期間……2026年9月16日（水）～
10月5日（月）
郵送によることとし、受付期間中の消印を有効とする。
- 受付先……〒160-0004
東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2階
公益社団法人日本社会福祉士会選挙管理委員会

5. 立候補者の要件

- (1) 立候補者は、正会員を構成する社会福祉士であることを要する。
- (2) 立候補者は、正会員の推薦があることを要する。
なお、各正会員が推薦できる立候補者は、理事定数の3分の1を超えない数とする。

6. 立候補の方法

- 立候補に必要な書式（「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」）は、本会ホームページ「資料室」の「様式集」に期間限定（公示日から立候補受付締切日まで）で掲載するので、ダウンロードして使用すること。
- 立候補者は、「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」をあわせて提出（郵送）すること。
- 封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きすること。

7. 禁止事項

- (1) 連続4期（8年）を超えての選任の禁止。（定款第19条第1項）
- (2) 選挙管理委員は役員に立候補することができない。（規程第7条第3項）
- (3) 立候補者が理事に就任した後は、正会員の会長又は業務執行理事を兼務できない。（規程第4条第6項）

8. 留意事項

- 立候補者および推薦者正会員、会員番号、所属県士会名についてはニュースにて公開します。またニュースでの公開内容に加えて「主な活動歴」、「立候補の理由・抱負・本会において取り組みたい事項」についてOneDriveに公開します。OneDriveの掲載場所については、都道府県士会MLで各正会員にお送りいたします。
- 立候補の受け付けは郵送のみです。FAX・宅配便・Eメールや直接持ち込みは、規則上受付はできませんので、十分ご注意ください。
- 立候補届と推薦書は、それぞれ押印のうえ必ず一括して発送してください。
- 立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や届出書類に不備または虚偽が発見された場合には、立候補は認められないので、十分ご注意ください。
- 理事立候補者はあらかじめ選挙管理委員会が指定した方法によってのみ選挙活動ができます。（規程第8条）

9. 補 足

- 選挙管理委員会は、役員選挙にかかわる事務を所管します。
- 立候補者名簿は、選出期間開始日までに、正会員へ送付します。
- 監事候補者は、規程により理事会において選出されます。
- 選挙管理委員会は、役員候補者名簿を整え総会に提出し、総会において役員の選任（承認）を求めます。
- 立候補者が7名に満たない場合は、立候補者の再受付を行います。手続きは、最初に立候補した者の受付に準じるものとします。（規程第5条第1項）
- 立候補者が7名以上で13名に満たない場合は、立候補者の再受付を行うことができます。手続きは最初の立候補した者の受付に準じるものとします。再受付は1回のみとなります。（規程第5条第2項、第3項）

以上

【お問い合わせ先】

（公社）日本社会福祉士会 事務局（担当：松野）
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階
TEL：03-3355-6541 E-mail：matsuno@jacsw.or.jp

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 総会、 社会福祉・社会開発合同世界会議 (SWSD) 報告

日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) 国際委員長
公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長
岡本 達也

■国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 総会報告

2026年6月23日、24日の2日間にわたり、ケニアのナイロビにおいて国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 総会が開催されました。

会場では、ケニアのソーシャルワーカー協会関係者から、自国を「アフリカの誇り」と表現する温かい歓迎を受けました。

ヨアヒム・ムンバIFSW会長は開会の挨拶で、IFSWを「単なる組織ではなく、世界規模のコミュニティ」と定義し、人間の尊厳、社会正義、そして希望への共通コミットメントを確認しました。特に「早く行くなら一人で、遠くへ行くなら一緒に」というアフリカのことわざを引用し、連帯と相互尊重を呼びかけた姿が印象的でした。

○小原眞知子氏がアジア太平洋地域会長に再選

今回の総会において、私たち日本、そしてアジア太平洋地域にとって極めて重要な出来事は、小原眞知子氏のアジア太平洋地域会長への再選です。小原氏はスピーチの中で、紛争や自然災害、気候変動、社会的格差といった複雑化する世界の課題に対し、人々の尊厳を守り平和と社会正義に貢献するソーシャルワークの役割を強調しました。アジア太平洋地域を代表する立場として、各国・地域との連携を深め、多様な知見を共有しながら発展に尽力するという決意を述べられ、多くの支持を得ました。

組織のリーダーシップについても大きな動きがありました。新たな世界会長 (Global President) として、フィリピンのエヴァ・ポンセ・デ・レオン氏が選出されました。また、ソマリア、南アフリカ、ベルギー、ベナンの4か国の組織が新会員として全会一致で承認され、IFSWのネットワークがさらに拡大したことを実感しました。

議事では、現代社会の課題を反映した重要な動議



IFSW総会における小原眞知子氏スピーチ (写真左)

が多数採択されました。ブラジルとイランの共同提案による「ソーシャルワーカーと人道的現場の保護」に関する動議や、パレスチナのソーシャルワーカーへの連帯表明、さらにAIや気候変動に対応するための「世界倫理原則声明」の見直しプロセス開始などが承認されました。また、国連委員会が提案した「人権に基づいたケアと支援システムの共同創造に向けたソーシャルワークのアプローチ」に関する新政策も採択され、世代間の対話と知識交換の重要性が強調されました。

○2027年アジア太平洋地域会議は韓国、2028年世界会議はフランスで開催

今後の予定として、2027年のアジア太平洋地域会議が韓国で開催される予定であること、そして2028年にはフランス・パリで世界会議が開催されることが決定しました。日本社会福祉士会は、この2028年パリ大会まで日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) の幹事団体を務めることになります。今回の総会で得た連帯の精神を胸に、世界のソーシャルワークの発展に向けて、日本としても積極的な役割を果たしていく決意を新たにしました。

■2026年ソーシャルワーク・教育・社会開発

世界会議 (SWSD) 報告

～「ハランビー」の精神で築く、持続可能な共有未来～

2026年6月26日から29日、ケニアのナイロビにあるランドマーク、ケニヤッタ国際コンベンションセンター (KICC) を舞台に、社会福祉、教育、社会開発合同会議 (SWSD) が開催されました。

本会議のテーマは「ハランビー (Harambee) - 持続可能な共有未来のために」です。スワヒリ語で「みんなで力を合わせる」を意味するこの言葉は、国際的な課題に取り組み、社会正義を推進するための団結と責任共有の重要性を象徴しています。

世界中から実務家、学者、政策立案者など約2500名が集結した本会議は、IASSW (国際ソーシャルワーク教育学校連盟)、ICSW (国際社会福祉協議会)、IFSWの3団体が協力して主催しました。連帯と協力を通じてレジリエンスと社会変革を促進するための、極めて重要な対話の場となりました。

○日本の災害支援における公民連携の取り組みを報告

筆者は本会議の分科会において、「気候変動と自然災害の文脈におけるソーシャルワークの役割と有効性」をテーマに報告を行いました。具体的には、能登半島地震における公民連携による共同支援体制の実践事例を紹介したところ、ドイツをはじめとする諸外国の参加者から熱心な質疑が寄せられました。自然災害が頻発する日本において、行政と民間がどのように手を取り合い、ソーシャルワーカーがその調整役としていかに機能しているかという点に強い関心が示されたことは、大きな発見でした。気候変動による災害リスクが世界的に高まる中、日本の実践知を国際社会へ発信し、共有することの意義を再確認しました。



気候変動と自然災害に関する筆者報告 (岡本副会長)

○持続可能な未来に向けた6つのアクション

会議の締めくくりとして、参加者は今日の相互に結びついたグローバルな課題に対し、新たな連帯と大胆なリーダーシップ、そして人やコミュニティへの継続的な投資が必要であることを認識しました。

会議は、政府や国際機関に対し、以下の6つの重要なアクションを呼びかけています。

1. 生涯を通じて尊厳を守る包括的な社会保障制度への投資
2. 質の高い教育、適切な労働環境、専門的認知を通じたソーシャルワーク労働力の強化
3. 公共の意思決定における意味のあるコミュニティ参加の促進
4. 人権、環境正義、包摂的な社会保護を推進するガバナンスへのコミットメント
5. 人権、平等、社会正義の厳格な保護
6. エビデンスに基づく政策と実践を強化する研究・教育への投資

「ハランビー」の精神が示すとおり、持続可能な開発は真のパートナーシップにかかっています。

閉会式では、次回の2028年世界会議の開催地であるパリへの引き継ぎが行われ、グローバルアジェンダの更なる推進に向けた決意が表明されました。



閉会式の様子

今回、ナイロビでの会議に参加し、世界中のソーシャルワーカーと交流したことは、筆者にとって大きな糧となりました。気候変動や災害といった地球規模の課題に対し、ソーシャルワークのグローバル定義に基づいた活動を推進していくこと、そして日本の国際的な立場を自覚し、その役割を果たしていくことの重要性を痛感しました。ハランビーの精神を日本に持ち帰り、すべての人にとって公正で持続可能な未来を築くために、尽力してまいります。

2026年度ソーシャルワーカーデー報告

～全国各地のイベント～



本年度も海の日(※)を中心に、全国各地でソーシャルワーカーデーのイベントが開催されました。この事業は、ソーシャルワーカーを地域住民に広く認知いただくことや関係団体との連携強化を目的に、継続的に実施しています。

本年度は、参集形式のイベントを中心に17府県で実施されました。

ソーシャルワークデーのロゴ入りバッジを販売しています(販売価格は500円)。ご購入を希望される方は本会にご連絡ください。
E-mail : info@jacsw.or.jp

(2026年8月20日現在)

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
青森県	ソーシャルワーカーデー 2026 in 青森／「共に生きる社会」をつくるソーシャルワーカー／4団体の活動紹介・SWD バッジ物販 等 ※日本社会福祉士会全国大会青森大会と併催	7月4日(土)、 5日(日)	リンクステーションホール 青森 2階ロビー
秋田県	ソーシャルワーカーデー 2026 in 秋田／つながる・学ぶ・語り合う～ソーシャルワークの力で誰もが自分らしく暮らせる地域へ～／ [テーマ] 依存症の支援	8月1日(土)	秋田県青少年交流センター (ユースパル)大研修室
福島県	2026年「ソーシャルワーカーデー」共同事業～触法障害者・高齢者への福祉的支援の現状と課題について～	7月18日(土)	郡山市労働福祉会館 3階 大ホール
茨城県	2026年度茨城県ソーシャルワーカーデー／県民の福祉向上のため、ソーシャルワーカーに対する関心、理解を広げる	7月20日(月)	水戸市民会館1階 エントランスロビー
群馬県	ソーシャルワーカーデー 2026 in ぐんま／理解が、支援の第一歩 オーバードーズ支援のために知っておきたいこと	7月11日(土)	群馬県社会福祉総合 センター 8階
新潟県	ソーシャルワーカーデー 2026 終わらない話の続きをしよう。	7月26日(日)	新潟ユニゾンプラザ 4階
富山県	ソーシャルワーカーデー 2026 in とやま／つなぐ! 支える! ソーシャルワークの輪!	7月18日(土)	富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 1階 福祉ホール
長野県	2026年度長野県ソーシャルワーカーデー／実習教育から考える福祉現場の魅力とリアル～未来のソーシャルワーカーを育て、支える協働のかたち～	7月26日(日)	長野大学 4-202 及びオンライン(Zoom)
岐阜県	ソーシャルワーカーデー 2026 in 岐阜／ソーシャルワーカーとしての「成長」～価値の再確認と実践を言葉にして伝える～	7月19日(日)	岐阜県総合医療センター 情報交流棟 3階 講堂
愛知県	ソーシャルワーカーデー 2026 in あいち／ライブステージ、協会ブース	7月12日(日)	同朋大学 (成徳館J401/J405教室)

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
京都府	Social Workers Day 2026 /『京都における医療的ケア児等の現状と課題』～ソーシャルワーカーに期待すること～	7月12日(日)	キャンパスプラザ京都 第4講義室
大阪府	ソーシャルワーカーデー記念イベント／2026年度記念講演会「言葉は薬、『言葉（ことぐすり）』という考え方」	6月27日(土)	大阪府社会福祉会館 401号室
岡山県	ソーシャルワーカーデー岡山2026 /「社会保障を伝える」こと それもソーシャルワーク	8月1日(土)	岡山県立岡山操山 高等学校
山口県	ソーシャルワーカーデー2026 in やまぐち／オレンジカフェ体験 人生すごろく展示 缶バッジ作り	7月20日(月・祝)	ゆめタウン長府1階 センターコート
福岡県	ソーシャルワーカーデーイベント2026 / AI時代にこそ光る「人間力」とソーシャルワーク～あなたの一歩が社会を動かす力になる～	8月29日(土)	第3博多偕成ビル4階
長崎県	2026年ソーシャルワーカーデー企画／つながる力・支え合う力～ソーシャルワーカーの魅力再発見～	7月19日(日)	ミライon図書館 多目的ホール(1階)
沖縄県	ソーシャルワーカーデーイベント／ボウリング大会&交流会	8月15日(土)	マチナトボウル& 居酒屋 幸福

※海はすべてを包み、生命を生み出す母胎であり、力強さにあふれていることから、「海の日」をソーシャルワーカーに対する関心と理解を広げる象徴としてソーシャルワーカーデーを設定しました。

声明文・意見・要望書を発信しました

2026年6月以降、本会は、以下の声明文・意見・要望書を発信しました。

「2027年度予算・制度に関する提案書」については、本ニュースの16ページから23ページに掲載しています。
パブリックコメントについては、本会ホームページをご参照ください。

○声明文・意見・要望書

発信日	標題	発信先ほか
6月5日	2027年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省（社会・援護局、老健局）、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、法務省、出入国管理庁、総務省
6月23日	社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

「2027年度予算・制度に関する提案書」を提出しました

本会は、毎年6月を目途に、翌年度の国の予算・制度に関する提案書を提出しています。本年は、6月5日に、こども家庭庁（野中祥子虐待防止対策課長）、6月8日に、厚生労働省社会・援護局（鹿沼均局長）、老健局（林俊宏審議官）、内閣府（水野忠幸政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））、法務省（大臣官房秘書課 澤雄大補佐官）に、山下会長、岡本副会長が提案書を手渡すとともに、意見交換を行いました。また、内閣府（孤独・孤立対策推進室）、文部科学省、出入国管理庁関係（政策課外国人施策推進室）および総務省（自治行政国際室）にも提案書を送付しています。

提案書は、昨年度の提案事項を踏まえ、理事、委員会および都道府県社会福祉士会から意見のあった事項について、理事会で検討を重ね、作成しています。

日社福士2026-92
2026年6月5日

2027年度 予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 山下 康

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日）では、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが記載されています。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業における社会福祉士の配置促進

社会福祉法改正の議論において、介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等を分野横断的に実施する「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」が新設され、「①相談支援事業」、「②地域づくり事業」、「③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業」を、一体的に実施することとされています。

第33回社会保障審議会福祉部会（2026年4月23日）では、委員の発言として、「世代を超えた多様で幅広いニーズへの対応にはソーシャルワーカーとしての専門的な知見が不可欠」「社会福祉士の資格取得を推奨すべき」「配置や報酬上の評価を検討すべき」等、当該事業において社会福祉士が果たす役割の重要性について意見が示されました。当該事業を進めるにあたっては、分野横断的、地域における幅広い相談対応や

地域コーディネートを担う人材として、社会福祉士の配置を推進いただきますようお願いします。また、本事業の実効性を担保し、小規模市町村が円滑に事業実施できるよう、都道府県に福祉専門職のアドバイザーを配置することについて、ご検討いただきますようお願いします。

○「地域権利擁護相談支援センター（中核機関）」への社会福祉士の配置促進

2026年4月3日に閣議決定され、国会に提出された「社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱」において、「市町村は、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、（中略）事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを設置することができる。」とされました。これは従前の「中核機関」を法的根拠のある機関とすることになるものです。

2024年度に本会が実施した調査研究事業「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画で提示された「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」や「地域福祉と家庭裁判所との連携機能の強化」など、中核機関が役割を果たすために、ソーシャルワーク機能の発揮が必要であることを明らかとしました。

今後、法的根拠に基づく地域権利擁護相談支援センター（中核機関、以下支援センターとする）が求められる役割を担っていくためには、支援センターの組織的強化に加え、支援センターに配置される人材が、地域連携ネットワークを最大限に活用して、地域の多様なリソースを結集させるソーシャルワークの実践を担うことが不可欠です。ソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、専門職後見人として身上保護の専門性をもって実務に携わることが今後ますます強く期待されます。これまでも裁判所から数多くの後見等受任の審判を受けているとともに、司法分野の専門職・機関と社会福祉機関の間の調整や、地域の関係機関とのネットワーク構築を担ってきています。今後、法定化された支援センターが機能を発揮するために、専門職後見人等としての知見と経験を有し、地域の各機関と連携してソーシャルワークを展開

する社会福祉士を支援センターへ配置することがさらに促進されるよう、施策の検討をお願いします。



左から、岡本副会長、鹿沼社会・援護局長（厚生労働省）、山下会長

○頼れる身寄りがいない高齢者等に対する事業について

頼れる身寄りがいない高齢者等の日常生活支援や入院・入所手続き、死後事務などへの対応は、民間団体が実施しているいわゆる「高齢者等終身サポート事業」も対応策の1つとなりますが、一定程度の費用を拠出できる富裕層が主な対象となっているのが現状です。今回の法改正では、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業を新設し、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置づけるとされています（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

しかし、上記2つの事業の対象にならない中間層の受け皿について体制整備が不十分であり、窓口の整理や支援、事業者への行政の関与、チェック体制の仕組みの整備について施策のさらなる検討をお願いします。

○災害時の切れ目のない支援体制の整備について

令和6年能登半島地震では、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性が指摘され、今回の法改正では平時からの災害福祉支援の体制整備を推進すること、DWAT（災害時福祉支援チーム）の法制化により、平時からの体制づくり・研修等を国が行うことが明記されています。

DWATの法制化は、「緊急期・応急期」の避難所や在宅等における災害福祉支援を推進するため必要不可欠となりますが、その一方で、避難所から仮設住宅へ移行し、被災者が生活を再構築していく「復旧期・復興期」における福祉の支援の枠組み（被災者見守り・相談支援等事業等による支援の枠組み）は、十分な検討がされているとはいえません。支援の継続性や、福祉の支援の専門性の担保、被災者を支えるため分野を超えた連携・コーディネートを担う人材の確保等の課題が未整理となっています。幅広い関係者との連携の推進を通じ、支援メニューがさらに充実するよう、「緊急期・応急期」のみならず、「復旧期・復興期」への切れ目のない支援体制の構築に向けて、人材の配置を含めた体制整備、予算措置の検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。令和5年度、令和6年度の社会福祉推進事業で本会が実施した調査研究事業の福祉事務所に対する調査では「福祉事務所の業務に携わる社会福祉士は充足しているか」という問いに対し、回答した自治体の74.8%が「充足していない」という回答がなされるとともに、社会福祉士が「他の部署及び機関との連絡調整」「制度の理解」「社会資源開発」「自立支援」「スーパービジョン」「緊急性の判断」等において役割・機能を発揮していることが明らかになりました。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日）においても、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である」との記載があります。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、ソーシャルワークの専門性を有する社会福祉士の配置促進に向け、必要な措置の検討をお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援体制の充実について

令和6年4月16日に議決された生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議では、「生活困窮者自立相談支援事業の機能を強化するため、社会福祉士等、専門性を持つ専任職員を配置するとともに、地域の実情に応じた適切な人員体制が確保されるよう、良質な人材確保を促す補助体系に見直すなど、相談支援員の処遇改善による人材確保及び定着促進を図ること」が明記され、実際に、半数近くの自立相談支援機関に社会福祉士が配置されてきています。

より一層アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員には社会福祉士等の配置を進め、また、相談体制を充実していくために、相談支援員についてもソーシャルワーク専門職である社会福祉士の正規雇用配置促進に向けた更なる措置の検討をお願いします。なお、各都道府県単位で自立相談支援機関の安定的な相談支援体制を構築していくにあたっては、福祉専門職団体と連携して進めていただきたくお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所

管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ刑事収容施設所在地に居住し生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 実施責任」記載の厚生労働省社会・援護局長通知第2-12-「(5)」として改正する等、明示することについて検討をお願いします。

○女性相談支援センターにおける社会福祉士の積極的活用

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されたことにより、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援が求められています。しかし、女性相談支援センターの相談員の要件は社会福祉士資格が努力義務として定められているのみです。国としても女性相談支援センターの機能強化のための事業(令和7年度:女性支援センター等地域連携推進モデル事業)や女性支援を担う者の専門性向上についての事業(令和8年度:女性支援を担う人材育成の強化)などに取り組んでいただいているところですが、女性相談支援センターが困難な問題を抱える女性に対して地域における包括的な支援を展開するためには女性相談支援員にソーシャルワーク専門職である社会福祉士資格を有する者の積極的配置が望ましいと考えます。そこで、そのための環境整備として女性相談支援員の処遇改善と専門性向上のために実施されている女性相談支援員活用強化事業における手当等の種類に福祉専門職加算を導入し、社会福祉士資格を有する場合に評価を行う加算制度の創設などの措置の検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(23/千人)より高く(27/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対

応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について対応できるよう、各都道府県、市町村に、外国人の生活支援を行う社会福祉士を配置するようお願いします。

○孤独・孤立対策推進法による相談支援およびひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援は、現在、都道府県・市町村等併せて年間約20万件の相談が行われており、統計調査を開始した平成30年度の10万件から令和5年度には約22倍に増加しています。また、令和5年度のデータからは、都道府県、指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」等の関係機関は、福祉事務所以外の市町村窓口(11.0%)、保健所・保健センター(96%)NPO法人等の民間支援団体(8.9%)、自立相談支援機関(8.7%)、地域若者サポートステーション(8.4%)のほか、その他(警察署、訪問看護ステーション、法テラス、フリースペース等)(14.5%)等と多岐にわたっています。(「令和5年度ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移」厚生労働省(令和6年3月))。

令和6年4月1日より施行された孤独・孤立対策推進法により社会福祉士の活用による相談支援を行うなど、ひきこもり支援コーディネーターは、ひきこもり当事者やその家族への相談支援を行い、医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要であることに加え、個別支援を通じた社会資源開発、地域づくり・ソーシャルアクション等、ソーシャルワーク機能を発揮した専門性による支援の展開が不可欠であり、適切な支援に結びつけることとされていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口

2025年6月11日付けで「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が交付されました。本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を進めています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○こども家庭ソーシャルワーカー資格取得者を対象とした社会福祉士受験資格要件の緩和

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭

ソーシャルワーカーについては、制度開始から2年間で1300人を超える合格者が誕生しており、その中には、社会福祉士等の既存の資格を有しない実務経験者や保育士も含まれています。これらの資格取得者は、4年以上の児童福祉分野における相談援助業務の実務経験を有し、指定研修及びソーシャルワーク研修を修了したうえで認定試験に合格する等、こども家庭分野における相談援助に関する一定の知識及び実践経験を有しています。近年、こどもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複数分野にまたがる複雑化・多様化した課題への対応が求められる中、こうした実践者が社会福祉士資格を取得し、分野横断的な視点を身につけながら、より幅広い領域で専門性を発揮できるようにしていくことが必要です。そのため、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第12号に列挙されている実務経験にこども家庭ソーシャルワーカー資格を有する者に加え、短期養成施設等ルートの対象とするなど、社会福祉士国家試験の受験資格の緩和について検討をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されています（『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書、平成30年3月27日）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。

一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」）を業とする者」とされています。

「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです（『ソーシャルワーク専門職のグローバル定義』）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

【老健局関係】

○介護保険施設における社会福祉士の評価について

令和7年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究

事業」において、介護老人福祉施設では看取り介護実施割合が47.0%である一方、看取り介護加算の算定割合が34.3%であり、約13%もの乖離があることが明らかとなりました。

この結果は、現場が看取りの実践を行いながらも、複雑な意思決定支援や多職種間の合意形成及びそれらの文書化というプロセス管理の負担によって、適正な報酬評価に結びついていない実態を如実に示しています。

しかし、生活相談員（社会福祉士）を配置する介護老人福祉施設では看取り介護において、「多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理」が配置していない施設と比べ、有意に実施されています。これは、社会福祉士による「多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理」が実施されることにより、利用者と家族が納得して最期を迎えられるという質の高い看取りにつながっているためです。

社会福祉士がプロセス管理を担うことで、他職種が専門的ケアに専念できる環境が整う（タスク・シェアの推進）効果も見込まれるため、社会福祉士がプロセス管理により携われるよう、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における看取り介護加算について、新たに看取り介護加算Ⅲ（新設）として、以下の算定要件を介護給付費分科会において議論の俎上に載せていただきたく提案いたします。

【看取り介護加算Ⅲ 算定要件（案）】

- 1 看取り介護加算（Ⅱ）の届出を行っている施設であること。
- 2 社会福祉士の資格を有する生活相談員を1名以上配置していること。
- 3 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を遵守し、多職種連携による意思決定支援及び本人・家族等との合意形成に向けた対話のプロセスを継続的に記録し、適切に保存していること。



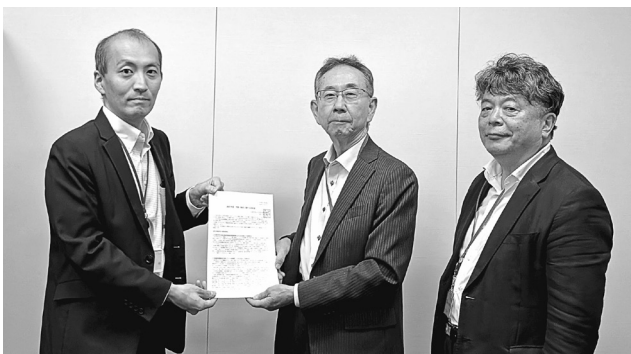
左から、林審議員（厚生労働省 老健局）、
山下会長、岡本副会長

【内閣府関係 政策統括官〔防災担当〕】

○災害時の切れ目のない支援体制の整備について

令和6年能登半島地震では、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性が指摘され、今回の法改正では平時からの災害福祉支援の体制整備を推進すること、DWAT（災害時福祉支援チーム）の法制化により、平時からの体制づくり・研修等を国が行うことが明記されています。

DWATの法制化は、「緊急期・応急期」の避難所や在宅等における災害福祉支援を推進するため必要不可欠となりますが、その一方で、避難所から仮設住宅へ移行し、被災者が生活を再構築していく「復旧期・復興期」における福祉的支援の枠組み（被災者見守り・相談支援等事業等による支援の枠組み）は、十分な検討がされているとはいえません。支援の継続性や、福祉的支援の専門性の担保、被災者を支えるため分野を超えた連携・コーディネートを担う人材の確保等の課題が未整理となっています。幅広い関係者との連携の推進を通じ、支援メニューがさらに充実するよう、「緊急期・応急期」のみならず、「復旧期・復興期」への切れ目のない支援体制の構築に向けて、人材の配置を含めた体制整備、予算措置の検討をお願いします。



左から、水野政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）（内閣府）、山下会長、岡本副会長

【内閣府関係 孤独・孤立対策推進室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者（23/千人）より高く（27/千人）劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」（2023～2024年度）においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の

相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いします。

【こども家庭庁関係】

○子どもの権利擁護のさらなる推進と社会福祉士の積極活用

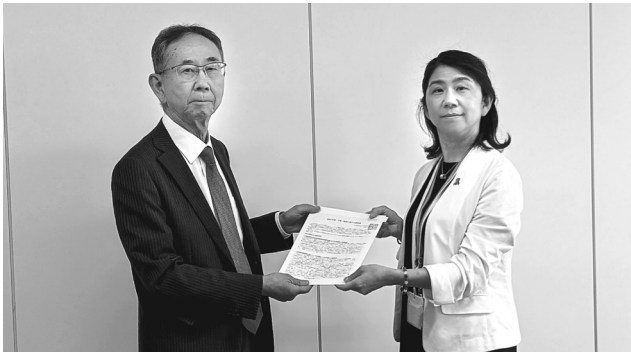
平成28年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和4年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。その中にあって、社会的養護を必要とする子どもたちは、保護者による不適切な養育による傷つきに加え、一時保護、施設入所や里親委託などにより家族や地域とのつながりが途切れ、生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。

今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、令和4年成立の児童福祉改正法による子どもの意見聴取と子どもの意見を踏まえた支援の展開、「子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）」の養成・確保を早急に進めるほか、子どもアドボケイトとして社会福祉士の位置づけと活用促進および財源措置をお願いします。

○こども家庭ソーシャルワーカーの養成推進について

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについては、制度開始から2年間で1300人を超える合格者が誕生しました。こども家庭福祉の現場における問題は、多様化・複合化してきていることから、今後も引き続き、社会福祉士等を基礎資格とし、実務経験の積み重ねと専門性の高い研修等を受講することにより、児童虐待やその他こども家庭福祉分野における相談や支援を実施できる専門職を養成していくことが必要です。社会福祉士等の有資格者が実務経験の分野に関わらずに研修を受講できるよう、こども家庭ソーシャルワーカー指定研修等について、さらなる周知を図り、国が研修機関に対する運営費補助を行うことにより、受講料金の低価格化を図るなど、受験者の地域や所属等を問わずに受験しやすい環境の整備をお願いします。また、こども家庭ソーシャルワーカーの配置については、令和8年3月からは児童養護施設等の長や児童自立支援専門員等の任用要件に加えられたと

ころですが、児童相談所や市区町村こども家庭センターなどの専門相談機関については有資格者を必置とするものの検討をお願いします。



左から山下会長、野中虐待防止対策課長（こども家庭庁）

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えること

昨今、就学支援に関する各種支援金やアルバイトによる収入など、こども自身の収入や給付金等を保護者が費消してしまい、修学や進学など子どもの生活に支障を来している事例等が散見されます。

こういった事例は、表面的には子どもの貧困問題として捉えられておりますが、衣食住や医療・教育に係る養育が不適切である「ネグレクト」と同様に、意図してこどもの財産等を保護者が自らの遊興等に費消してしまうことは、こどもの権利の搾取であり、経済的虐待です。

児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、社会全体で子どもの権利侵害を防止するため、全国の実態を把握するとともに、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えることを提案いたします。

○共同親権制度の実施に伴う支援体制への社会福祉士の活用について

共同親権制度は、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により、離婚後も父母双方が子どもの最善の利益を中心に協働し、安定した養育環境を確保することを目的として創設されたものであり、制度の円滑な運用に向けた準備が求められています。

令和6年の法制審議会家族法制部会における附帯決議では、改正内容の正確な周知、子の意見尊重と安全確保を含む子の利益の徹底、DV・虐待防止や離婚に伴う不利益の回避のための行政・福祉等の支援の充実が求められています。これらの論点は、制度の運用にあたり専門的知見を要する判断や多機関連携が必要となる領域であり、適切な支援体制の構築

が不可欠であることを示しています。

また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究」では、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実施状況に大きなばらつきがあること、支援体制の構築やニーズ把握が難しく事業開始のハードルが高いこと、情報提供が不足しており支援が必要な家庭に十分届いていないこと等が明らかになりました。さらに、離婚前の早期段階での支援、講座後の継続的なフォローアップ、家庭裁判所や公証役場等との連携強化の必要性が示されています。

これらの支援を適切に実施するためには、家族の状況を多面的に把握するアセスメント機能、関係機関との連絡調整機能、子どもの権利擁護機能、リスク評価機能等を有する専門職の関与が不可欠です。社会福祉士には、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたるソーシャルワーク機能を発揮することが期待されており、共同親権制度の実効性を確保するうえでも重要な役割を担うことができます。

共同親権制度の施行に向け、支援計画の策定、面会交流支援、リスク評価、子どもの意見表明支援等の支援体制において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が活用されるよう、必要な措置の検討をお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカー任用における社会福祉士の配置と勤務条件の改善

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の業務は児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められました。（『児童生徒の教育相談の充実について』教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017年1月）。

しかし、現在、SSWの配置が徐々に進められているものの、自治体により任用要件にばらつきがあるほか、勤務時間や日数等の制約があるため、こどもや家庭のニーズに合わせた面接や家庭訪問の実施など、専門的なソーシャルワーク支援が十分に展開できていないとはいいいがたく、総務省の勧告においても、SSWの理解促進や活用事例の共有等が必要と指摘されています（『学校における専門スタッフ等の活用に関する調査』総務省、令和2年5月15日付）。子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、「チームとしての学校」の推進は不可欠であることから、重要な担い手であるSSWとして、社会福祉士の配置と勤務条件（正規職員や週30時間勤務等）の改善をお願いします。

【法務省大臣官房秘書課】

【法務省司法法制部関係】

【法務省刑事局関係】

【法務省矯正局関係】

【法務省保護局関係】

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。また、矯正施設に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるよう関係部局への働きかけをお願いします。

○地域支援ネットワークづくりへの社会福祉士の参加促進

逮捕・勾留、起訴・裁判段階にある人、満期釈放者などが“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において支援のネットワークづくりが進められています。関係機関における社会福祉士の活用がより促進されるように、地方公共団体における再犯防止の取り組みを促進するための協議会などへ、地域生活定着支援センター職員及び都道府県社会福祉士会からの推薦を受けた社会福祉士が積極的に参画できるよう関係部局へ働きかけをお願いします。

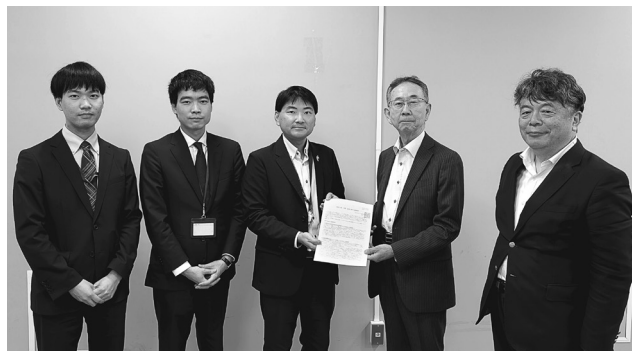
○更生支援計画の活用促進

更生支援計画書は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護人からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であり、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、当該者が受刑者となった場合においても、社会復帰支援等を実施する上で有益な資料となり得るものです。

現在は日本弁護士連合会が独自に、社会福祉士などが作成する更生支援計画書に関わる費用の支弁を実施していますが、日本弁護士連合会の負担ではなく法テラスなど、国費の支出とすることを検討していただきますようお願いいたします。

○福祉支援課程等における社会福祉士の活用促進

刑法改正により2025年6月から拘禁刑が導入され、矯正施設では、知的障害や発達障害、精神障害などがある受刑者の社会復帰などを支援するための新たなプログラム「福祉的支援課程」等が実施されましたが、指導スタッフに社会福祉士を積極的に採用することを検討していただきますようお願いいたします。



中央は澤補佐官（法務省）ほか、山下会長、岡本副会長

【法務省民事局】

○共同親権制度の実施に伴う支援体制への社会福祉士の活用について

共同親権制度は、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により、離婚後も父母双方が子どもの最善の利益を中心に協働し、安定した養育環境を確保することを目的として創設されたものであり、制度の円滑な運用に向けた準備が求められています。

令和6年の法制審議会家族法制部会における附帯決議では、改正内容の正確な周知、子の意見尊重と安全確保を含む子の利益の徹底、DV・虐待防止や離婚に伴う不利益の回避のための行政・福祉等の支援の充実が求められています。これらの論点は、制度の運用にあたり専門的知見を要する判断や多機関連携が必要となる領域であり、適切な支援体制の構築が不可欠であることを示しています。

また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究」では、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実施状況に大きなばらつきがあること、支援体制の構築やニーズ把握が難しく事業開始のハードルが高いこと、情報提供が不足しており支援が必要な家庭に十分届いていないこと等が明らかになりました。さらに、離婚前の早期段階での支援、講座後の継続的なフォローアップ、家庭裁判所や公証役場等との連携強化の必要性が示されています。

これらの支援を適切に実施するためには、家族の状況を多面的に把握するアセスメント機能、関係機関との連絡調整機能、子どもの権利擁護機能、リスク評価機能等を有する専門職の関与が不可欠です。社会福祉士には、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたるソーシャルワーク機能を発揮することが期待されており、共同親権制度の実効性を確保するうえでも重要な役割を担うことができます。

共同親権制度の施行に向け、支援計画の策定、面会交流支援、リスク評価、子どもの意見表明支援等の支援体制において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が活用されるよう、必要な措置の検討をお願いします。

【出入国管理庁関係】

○外国人支援に係る連携・協働の強化

本会では、2006年度から現在まで、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催してきたほか、滞日外国人が直面する生活上の困りごとの実情および解決に向けた連携についての調査研究事業「滞日外国人支援に携わる実務者(社会福祉士)の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業(中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業2017年度)」や、「滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック」(中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業2018年度)の発刊等を通じ、多様な資源をコーディネートしながら生活課題の解決に導く福祉専門職の養成に尽力して参りました。

これらの実践から、外国人との共生、そして外国人の生活の困りごとの解決においては、福祉専門職を含む関係者の連携・協働が不可欠であることを認識しております。今後、社会福祉士との積極的な連携や協働、さらにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士を外国人支援コーディネーターとして配置促進されるようお願いします。

また、外国人支援コーディネーターの資格のあり方を検討するにあたっては、本会との連携及び協議の場を設けていただきますようお願いいたします。

○外国人支援コーディネーター養成研修受講対象の拡大

令和6年度から、第1期の外国人支援コーディネーター養成研修が開催されていますが、この研修の受講対象者は、地方公共団体等の外国人向けの相談窓口の実務経験がある者に限定されている実態があります。

社会福祉士等の国家資格保有者については、「実務経験を不要とする」とされているものの、プログラムの中で「受講生が所属する職場等において、職場等の理解と協力の下で業務を通じた「実践」が求められており、実質的に、外国人向けの相談窓口以外の機関(例えば、社会福祉協議会や地域包括支援センター等)に所属する国家資格保有者が、この資格を取得し、外国人支援の相談スキルを向上させようと考えたとしても、「実践」の場がないために、受講することができない現状があります。

様々な分野の実践力を持つソーシャルワーク専門職である社会福祉士が、外国人支援の分野でも活躍できるよう、所属機関・実践の有無を問わず受講対象を広げる検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開

している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(23/千人)より高く(27/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切かつスムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

○在留資格を有しない子どもとその家族の適切な保護と正規滞在資格の付与

出入国在留管理庁による「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(令和7年5月23日)の発表以降、強制送還者数が増加し、その中には難民申請者も含まれています(令和7年10月10日実施状況)。日本の難民認定制度には課題があり、本来、保護されるべき者が、非正規滞在状態となり退去強制の対象とされる場合も少なくありません。今後、親のみ送還(親子分離)、日本生まれや日本育ちの子どもの送還、在留特別許可を求めている者の送還などの実施がますます懸念されます。在留資格を有しない外国人に対して、強制送還を推進するのではなく、さまざまな事情を勘案し、子どもの最善の利益や国際人権条約に則り、適切な保護と正規滞在資格を付与することをお願いします。

【総務省 自治行政局国際室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(23/千人)より高く(27/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士

等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切かつスムーズに受けられ

ることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

以上

民法および社会福祉法の改正について

■民法の改正について

ニュース6月号(No220)では、法制審議会における民法改正の議論と要綱案について特集にてお伝えしましたが、その内容が法律案として国会にて審議され「民法等の一部を改正する法律(令和8年法律第45号)」が本年6月に成立し、同年6月24日に公布されました。

今回の改正では、従来の「後見・保佐・補助」という画一的な区分が廃止され、「補助」の制度に基本的に一元化されました。これにより、本人の能力の程度に関わらず、必要な特定の行為についてののみ代理権や同意権(取消権)を付与することが可能となり、必要以上の権利制限を防止できるようになります。

大きな変更点として、事理弁識能力が回復していない場合でも、制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めれば、利用を終了できるようになります。さらに、支援者の選任時には「本人の意見」が最優先の考慮要素とされ、職務遂行における「意向把握義務」も明文化されました。

■民法の附帯決議

民法改正案に対しては、衆・参両院における法務委員会で、20項目にわたる附帯決議が付されました。主な内容は、以下のとおりです。

- ・ **本人の意向尊重**：補助人の選任にあたり、本人の意見を最優先の考慮要素とすること。また、補助人の意向把握・尊重義務の実効性を高めるため、家庭裁判所の情報収集体制や福祉関係者との連携を強化すること。
- ・ **特定補助の限定運用**：特定補助は真に必要な場合に限って運用し、その利用状況を不断に検証すること。
- ・ **報酬の透明化**：補助人の報酬決定に際し、行った事務の内容や実態を適切に反映し、利用者・補助人双方に過度な負担が生じないよう配慮すること。
- ・ **不正防止と専門職の役割**：専門職団体による内部監査等との連携を強め、不正の未然防止を図ること。また、市民後見人の確保・育成に向けた施策を推進

すること。

- ・ **消費者被害の防止**：包括的取消権の廃止に伴う消費者被害を防ぐため、合理的判断が困難な事情を不当に利用した契約への対応について、法制上の措置を含め検討すること。

■社会福祉法の改正について

「社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)」も、本年6月に成立し、同年6月25日に公布されました。小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の新設や、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う第二種社会福祉事業の創設、福祉人材の安定的な確保や定着に関する事項、災害派遣福祉チーム(DWAT)として活動する人材登録の仕組み等、多岐にわたる事項が定められました。

今回の社会福祉法改正により、「地域権利擁護相談支援センター(中核機関)」が初めて法律上に位置付けられ、センターや会議には守秘義務が課されることとなりました。

■社会福祉法の附帯決議

衆参両院における厚生労働委員会の附帯決議では、地域権利擁護相談支援センター(中核機関)について、次のような事項が決議されました。

- ・ **機能発揮への支援**：中核機関が権利擁護支援の中核的役割を十分に発揮できるよう、国は自治体に対し人的・財政的な必要な支援を講ずること。
- ・ **他機関との連携**：地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関等との適切な役割分担と連携を促進すること。

また、頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に関する第二種社会福祉事業については、市町村の責任の明確化や経済的理由による漏れの防止、死後事務の実効性、担い手の多様化、品質確保等に関する決議が付されています。

第38回通常総会を開催しました

2026年6月20日(土)に鉄鋼会館(東京都中央区日本橋茅場町)において、47の正会員(都道府県社会福祉士会)の代表者が出席(うち3正会員は書面表決)し、第38回通常総会を開催しました。

第1号議案「2025年度決算報告」は、第1号報告「2025年度事業報告」と合わせて説明がありました。決算報告については岡本副会長から、決算の概要および公益認定における財務三基準である「公益目的事業の中期的収支均衡」「公益事業費率(50%以上)」「使途不特定財産保有制限」を満たしていることなどについて説明しました。事業報告については安藤副会長から説明しました。続いて、笠田監事から、監査結果として事業および会計について適正に執行されていることが報告されました。質疑の後、採決が行われ、第1号議案は賛成多数で可決されました。

第2号報告「2027年度予算・制度に関する提案書」では、山下会長から、厚生労働省をはじめとする関係省庁に提出した提案書について報告しました。提案書は、各委員会等からの意見をもとに理事会において取りまとめたもので、地域権利擁護相談支援センター(中核機関)や小規模市町村地域支援連携協働体制整

備事業等における社会福祉士の配置促進をはじめ、幅広い内容が盛り込まれています。

第3号報告では、山下会長から、2025年度に発出した声明および関係行政機関等への意見・要望等について報告しました。

第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)について、青森県社会福祉士会の納谷むつみ会長から準備状況が報告され、全国からの参加を呼びかけられました。続いて、奈良県社会福祉士会から、第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)の開催に向けたPRが行われました。

その他の事務連絡として、2025年度事務局代表者会議の開催報告、星野参事が対応した参議院法務委員会参考人質疑、入会に関するアンケートへの協力依頼、強化ルート研修に関する情報提供、独立型社会福祉士の在り方に関する都道府県社会福祉士会意見交換会、ソーシャルワーカーの取り組み、こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験などについて情報共有が行われました。

議案資料集および議事録は、本会ホームページに掲載しています。

生涯研修センター情報

「2026年度独立型社会福祉士研修」のご案内

本研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。なお、本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっています。

【日程】

(1)事前課題：2026年10月1日(木)～10月31日(土)

(2)スクーリング：2026年12月6日(日)

【開催方法】オンライン研修(e-ラーニング、Zoomミーティング)

【定員】45人(先着順)

【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項を確認の上、お申込みください。

「第23回独立型社会福祉士全国実践研究集会」のご案内(開催予告)

本研究集会は、独立型社会福祉士名簿登録者または独立型社会福祉士に関心のある方を参加対象に開催いたします。

なお、本研究集会は、独立型社会福祉士名簿登録の更新要件に該当する研修です。

【日程】2027年1月10日(日)～11日(月祝)

【会場】城西国際大学紀尾井町キャン



パス3号棟(予定)

【定員】120人

【申込方法】開催要項の確定後、本会ホームページに掲載します。申込受付は、10月頃の予定です。

「2026年度子どもの権利擁護支援に関する研修会(仮称)」のご案内

本研修は、子どもの権利擁護に関する理解を深めるとともに、社会福祉士や意見表明等支援事業の実践者等が、子どもの意見を聴き、その意見を適切に支援へ反映するための実践力を高めることを目的として、開催します。

【日程】2027年1月23日(土)

【会場】国立オリンピック記念青少年総合センター

(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

【定員】80人

【申込方法】開催要項等は11月頃、本

会ホームページに掲載します。

その他の情報

変更届の提出(氏名、住所、勤務先変更)

氏名・住所・勤務先に変更がある場合は(市町村合併により住所表記が変更となった場合も)、変更届をご提出ください。提出先は所属する社会福祉士会により異なります。詳細は、ホームページの「よくある質問」をご確認ください。



【よくある質問】

会員証の申込み方法の変更・手数料の改定について

①申込み方法の変更【2026年4月から】
会員証の再発行等をHPからお申し込みいただけるようになりました。

申込み方法は本会ホームページの「よくある質問」をご確認ください。

②発行手数料の改定【2026年6月から】

資材費・印刷費・郵送料の上昇に対応するため会員証発行にかかる手数料を改定しました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【改定内容】

- ・写真入り会員証：
1,000円→1,350円
- ・写真なし会員証(再発行時のみ)：
500円→850円

Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■対人援助のための「観察力」と「質問力」の磨き方 —実践に役立つ事例・ワーク・質問集—

編著者：千葉 晃央
(京都社会福祉士会)
寺本 紀子
(石川県社会福祉士会)

発行元：中央法規出版

発行年月：2026年6月

A5版／208頁 価格：2,200円(税別)
面接の質を高める鍵になる「観察力」と「質問力」。本書では、来所相談、訪問面接等で観察し、質問するべきポイントや、どのように信頼関係を築きながら必要なことを話題にするか等をまとめています。離婚・再婚や喪失体験についてなど、繊細な話題はどのよう

にきくのか、その展開例、すぐに使える質問集、実践的な演習も掲載。職員研修にもおすすめです。



■児童福祉領域の支援者支援モデル —児童福祉司はどのように職場に援助を求めているか—

著者：弦間 亮 (京都社会福祉士会)
発行元：明石書店
発行年月：2026年5月
A5版／208頁 価格：4,000円(税別)
児童虐待に関する痛ましい事件が起こる昨今、子どもを守るという使命を背

負って仕事にあたる児童相談所職員の毎日は、やりがいと大きな一方で、心身ともに負担が大きいと言われています。本書は、その過酷さを感じてきた児童福祉司である著者が「支援者自身にとっていきいきと業務にあたることができる支援体制が必要ではないか」との課題意識により行った、支援者支援のあり方についての研究成果をまとめています。児相職員へのインタビュー分析や質問紙調査、事例検討を通じて、児童相談所に限らず近接領域にも応用可能な支援者支援モデルを提示しています。



事務局職員を募集します

対象 35歳以下の方を募集
社会福祉士資格を持っていることが望ましい。
※長期勤務によるキャリア形成のため若年者を募集します。
仕事内容 本会事務局の職務(本会運営に関する事務)
試用期間 試用期間あり(6か月)
勤務地 (公社)日本社会福祉士会事務局(東京都新宿区)
採用人数 1名
待遇 給与は本会規程により支給
社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)
選考 書類審査後、適正検査および面接

提出書類 ①履歴書②職務経歴書③応募の動機
採用日 2026年10月予定(応相談)
問い合わせ先 公益社団法人日本社会福祉士会 担当：草川
TEL：03-3355-6541 E-mail info@jacsw.or.jp
※仕事内容等の詳細は、本会ホームページをご覧ください。
※8月26日現在の情報です。募集を締め切っている場合がありますので、応募前に本会ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。
掲載場所
本会ホームページ>求人情報>
日本社会福祉士会(事務局)の採用情報



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

9月

9月5日(土) 第7回業務執行理事打合せ 第6回理事会
9月5日(土)～9月6日(日) 都道府県社会福祉士会会長会議
9月8日(火) 子ども家庭支援委員会
9月12日(土)～9月13日(日) 2026年度スーパーバイザー養成研修
9月15日(火) 権利擁護推進あり方検討委員会
9月17日(木) 生活困窮・地域包括合同委員会
9月24日(木) 中核機関の運営マニュアル策定に向けた調査研究事業作業委員会
9月27日(日) 第2回全国生涯研修委員会議

10月

10月6日(火) 子どもの権利擁護支援PT
10月10日(土)～10月11日(日) 2026年度高齢者虐待対応現任者標準研修講師予定者研修
10月17日(土) 第8回業務執行理事打合せ 第7回理事会
10月18日(日) 生涯研修センター企画・運営委員会
10月24日(土) 実習指導者講習会検討PT
10月25日(日) SSW実践アドバイザー研究交流・意見交換会
10月26日(月) 選挙管理委員会
10月27日(火) 中核機関の運営マニュアル策定に向けた調査研究事業作業委員会
10月31日(土) 第2回生涯研修センター協議会

11月

11月3日(火) 学会運営委員会
11月21日(土) 第9回業務執行理事打合せ 第8回理事会
11月22日(日) 第2回権利擁護推進に向けた協議会(ばあとなあ連絡協議会)
11月29日(日) 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議 独立型社会福祉士委員会

都道府県社会福祉士会 会員情報

7月31日付 会員数 47,768人
7月中 入会 会員数 280人
前年同月会員増減数 677人増
前年同月会員増減率 1.44%増